

仮決算会が始まります！！

先日、ハガキにて郵送させて頂きました通り 10月5日（月）から11月20日（金）の期間にて仮決算会を開催致します。

今年度は、新型コロナの影響により決算指導会の時間を例年より短縮し、総入れ替え制にする予定となっております、申告期のご来局は2回までとさせて頂きますので必ず仮決算会のご参加をお手数ですがお願い致します。

9月分まで帳簿が出来ていない会員様、入力の方法を教えて欲しい会員様は通常の記帳指導会も下記実施時間にてご予約制で開催しておりますのでご連絡お待ちしております。

ご予約の際に仮決算の予約か、記帳指導会かお伝えください。

期 間 10月5日（月）～11月20（金）
会 場 江東東青色申告会事務局
実施時間 午前9時から午前11時 午後1時から午後3時

※混雑を避ける為、電話にてご予約願います。

（仮決算会は約30分程度・記帳指導会は1時間）

持参していただくもの

- ・9月分まで記帳した帳簿及び会計データ
- ・10万円以上の修繕費や経費がある場合は見積書及びレシート
- ・令和二年分控除証明書（届いている場合）
- ・令和元年分の申告書・決算書の控え
- ・印鑑（認印可）



仮決算が完了した会員様は

優先的に決算予約を取ることが出来ます。

※仮決算会に参加できない会員様の決算予約は11月24日以降に予約票を郵送致しますのでそちらにてご予約願います。

江東東青色だより

〒136-0071 江東区亀戸 2-23-13 長東ビル 1F
 TEL 3685-8245
 FAX 3685-8200
 発行責任者 北 邑 明 弘
 Email support@aoiro-kotoh.or.jp



**令和2年中に
土地・建物を譲渡された方へ
必ずお願いしたいこと**



土地・建物を譲渡された方は、確定申告書に「第三表（分離課税用）」と「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」を添付して提出することとなっておりますが、当会では、これらの書類の作成相談を受ける事ができません。

税務署等で作成しました「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」を決算指導会に持参して頂ければ当会で確定申告書作成のお手伝いをすることが出来ますので、必ず税務署等での作成をお願い致します。

江東東税務署の管轄内の会員様

- ①令和3年2月1日以降に江東東税務署1Fの受付にご来場お願い致します。
- ②令和3年2月16日以降は江東東税務署では対応しておらず、東京国税局（中央区築地）にご来場お願い致します。
- ③必要な書類等については事前に江東東税務署に電話にて問い合わせをお願い致します。

※予約は必要ありません

※尚、今後変更する可能性もありますのでご了承ください

江東東税務署以外の管轄の会員様

管轄の税務署にお問い合わせ願います。

青年部主催

マイナンバーカード申請サポート会

令和2年分の確定申告から65万控除を受けるためには、従来の適用要件に加えて電子帳簿保存を行う又は、e-Taxで確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を送信することとなっております。

まだ、e-Taxに必要なマイナンバーカードを作成していない方向けにマイナンバーカード申請サポート会を開催いたしますのでお気軽にご参加ください。

開催日時 10月26日(月) 19:30~

開催場所 江東東青色申告会事務局

持ち物 郵便での申請をご希望の方

- ・6か月以内に撮影した顔写真
- ・個人番号がわかる書類(住民票・個人番号通知書等)
- ・筆記用具

スマートフォンでの申請を希望の方

- ・個人番号がわかる書類(住民票・個人番号通知書等)
- ・スマートフォン(メールアドレスが必要です)

詳細につきましては、同封しておりますチラシをご確認ください。



決算作成演習会を開催致します！！

決算書作成の注意点やコツなど、減価償却の計算方法を中心に江東東税務署個人課税第一部門 北川上席をお呼びして決算作成演習会を開催致します。研修の後に質問の時間も設けておりますので何か質問がある方もご参加お待ちしております。

会員以外の方も参加可能ですのでお気軽にご参加ください。

詳細は同封しておりますチラシをご確認ください。

日程

11/16(月) 15:00~16:30 カメリア 第3研修室

11/20(金) 18:30~20:00 カメリア 第3研修室

参加者へのお願い

- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・体温が37.5度以上・体調不良時の来局はご遠慮ください。
- ・会場では人との間隔を空けてください。



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置について
(固定資産税・都市計画税)

- 固定資産税・都市計画税の軽減措置
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。
- 固定資産税の軽減措置
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。
詳細は、HPへ。お問い合わせ先は下記まで。
【固定資産税について】江東都税事務所 固定資産税班 03(3637)7128
【償却資産について】江東都税事務所 償却資産班 03(3637)7133

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック 24時間いつでもチャットで質問可能です

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)